## 「地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会」 第7回議事概要

日 時:平成26年11月14日(金)10:30~12:30

場 所:総務省 6階 601会議室

出席者:斎藤座長、熊木座長代理、後藤委員、高橋委員、土合委員、原田(智)委員、

原田(大)委員、松下委員、村上委員、望月委員、森委員

幹事 : 佐々木自治行政局長、宮地行政課長、上仮屋外国人住民基本台帳室長

オブザーバー:磯地方情報化推進室長、金崎内閣官房社会保障改革担当室内閣参事官

事務局:福田行政経営支援室長、増田地域情報政策室長 ほか

## 【議事次第】

- (1) 開会
- (2) 住民制度課発表(地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入について)
- (3) 業務の標準化・効率化に係る事例紹介
- (4)業務の標準化に伴う効率化効果の算定について
- (5) その他
- (6) 閉会

## 【地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入について】

- 〇 住民制度課より資料に基づき発表。
  - ・ 社会保障・税番号制度(以下「番号制度」という。)については、平成25年5月に関連法が成立し、国・地方で準備作業が進められているところ。
  - 番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を 行うための基盤として構築するものであり、個人番号を付番して個人を特定し、個 人番号に個人の情報を紐付け、情報連携を行っていくことで、国民の利便性向上や 行政の効率化を図るものである。
  - ・ 個人番号は、社会保障、税、防災の分野に利用できるとともに、これに類する事務 で地方自治体が条例で定めたものに利用が可能となる。
  - ・ 平成27年10月から個人番号の付番・通知、平成28年1月から個人番号の利用・ 個人番号カードの交付、平成29年7月からは、国・地方を通じた情報連携が開始 される予定であり、これに向けてシステムの改修等が行われている。
  - ・ 個人番号カードは、個人番号を含めた本人確認、IC チップの空き領域や電子証明書 の活用が可能であり、コンビニ交付の拡大や各種カード類の一元化等、様々な工夫

により幅広い使い方ができる。

- ・ 住民制度課において、「個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する 研究会」を立ち上げ、個人番号を活用した情報連携のあり方、マイ・ポータルを活 用したプッシュ型情報提供・電子申請、個人番号カードの普及・利活用等について 検討しているところ。
- 独自利用の検討について各地方自治体はどのような状況であるか。
  - → 独自利用の幅が広がっていくことが非常に重要であり、何とか福祉や医療の分野で 個人番号カードの利用を広げて行きたいと考えているが、整理すべき課題がある。
  - → 独自に情報連携を行うためには、特定個人情報保護委員会の規則で定められる必要 があり、規則の制定状況を見極める必要。
  - → 私たちの自治体では番号制度の円滑導入のための準備で手一杯であり、独自利用まで考えられていない状況である。一方で、個人番号カードに公的個人認証サービスの電子証明書が標準搭載されることで、自治体の業務の効率化にはずみがつくのではないかと思っているので、その点には非常に注目している。
- 個人番号カードは自治体間を異動しても活用されるので、I C チップの空き領域の活用方法があまりに多岐にわたると、逆に標準化にとって新たなハードルになるのではないか。
  - → 例えば転出入を行った場合の、前自治体で入れたデータをどのように消去するのか 等、取扱については整理が必要。
- 独自利用は、どこか 1 つの自治体が開拓すれば、他の自治体でも通用するものとして 広がるものなのか。そうでなければ、何がハードルなのか。
  - → 円滑導入で手一杯な自治体も多いと考えられ、また、関係団体との調整が難しい場合もある。事情は様々あるのではないか。
  - → マイ・ポータル等で電子申請を可能とし、その利用にインセンティブを設ける自治体が出てくれば、横並びという意味でも、ハードルを乗り越えていく機運が高まるのではないか。
- 番号制度の導入により、自治体においては、総合窓口の取組などはやりやすくなると 考えられるのではないか。
  - → 現在でも、本人同意があるものは情報を庁内で連携している。番号制度が導入される以上、現状よりも取組を後退させることはできないという議論は多くの自治体に

おいてなされているものと考えている。

- 個人番号の独自利用と、個人番号カードの利活用は、分けて考える必要があるのでは ないか。それぞれ、ネックとなっている課題は何か。
  - → 個人番号の独自利用については、例えば自治体が独自に行っている乳幼児医療助成など、他の手続に比べてこれらだけが添付書類が削減されないということは望ましくなく、特定個人情報保護委員会規則の定め方など、国が主導して検討する必要があると考えている。

また、個人番号カードの利活用については、ICチップの空き領域に健康保険証の機能を入れることや、電子証明書を使ってインターネットバンキングを行うことなどが検討されているが、これについても国として関係団体等と調整して、必要な情報提供をしてまいりたい。

- 番号制度の導入に伴ってクラウド化はどのくらい進むのか。
  - → 現在、522団体がクラウドを導入しているが、本年1月に行った意向調査によると、 2017年度までに約1,000団体がクラウド化する予定である。番号制度の導入に併せ てクラウド化を進めることによるコスト削減効果は大きく、本年3月に公表した電 子自治体の取組みを加速するための10の指針にも大きく取り上げている。
  - → 番号制度は、今後様々な制度改正が続いていくものと考えられ、その備えとしての クラウド化も有効であると考えている。
- 各種手続について行政側が事前にお知らせをしなければならないという判例も多く出てきており、従前は申請主義だったものからマイ・ポータルにおけるプッシュ型お知らせ等で事前のお知らせが事実上義務付けられることとなれば、行政側にとってのインパクトは大きいのではないか。

【業務の標準化・効率化に係る事例紹介、業務の標準化に伴う効率化効果の算定について】 〇 事務局より資料に基づき発表。

- ・ 総合窓口について、福岡県粕屋町、東京都三鷹市、山梨県甲府市、北九州市の事例 を紹介。総合窓口については、人口規模に関わらず取組が行われている。業務フローを見直し、窓口業務をパターン化して、住民の利便性向上につなげている。
- 総務事務センターについては、横浜市、静岡県、大阪府の事例を紹介。総務事務の 集約がメインであり、大規模自治体が中心の取組であると考えている。
- 自治体クラウドについては、神奈川県町村会、埼玉県町村会、秋田県町村会、京都

府の事例を紹介。自治体クラウドは、どれだけ各団体のカスタマイズを減らせるかがポイント。また、町村単位でまとまる事例が見られるが、市を巻き込むのは大変という意見も聞かれたところ。

- ・ 標準化・効率化効果の算定にあたっては、実際の業務量の把握が必要であり、業務 1件あたりの単位時間と件数を把握し、改善前後等で比較する方法が考えられる。
- ・ 業務の標準化・効率化を行う際の視点として、業務を特性に応じて部門内定型的業務、部門横断型定型的業務、大量データ/専門型業務、プロジェクト型業務に分類し、それぞれ対応の方向性を検討してはどうか。
- 大量データ/専門型業務の標準化・効率化効果については、業務処理時間の対比とい うよりは、民間に委託した場合の金額換算が必要ではないか。
- 組織内部の標準化・効率化と、団体間の標準化・効率化の視点は別であり、団体間であれば自治体間の協議や、調達先との交渉なども効果に含める必要があるのではないか。
- 現在とられている効果算定の手法として、業務時間の削減に平均給与をかけあわせて 金額換算するという方法があるが、これは合理性があると言えるのか。
  - → このことで公務員の雇用が減るわけではないので意味がないという意見もあるが、 これ以外に適切な方法はないと考える。ただし、自治体規模の違いから、各団体で の削減時間、人数を単純に比較しても意味はなく、全国で比較するなら割合にする 必要がある。
- 〇 総務事務の認定業務をアウトソーシングすることについてはどのように考えられるか。
  - → 定型的なものであればやれるのではないかとも考えられるが、実際には職員が最終 認定する事例が多い。

以上